

附則第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

附則第九条第一項中「附則第十一条において「旧特別会計」という。」を削る。  
附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附則第十四条第一項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」に改める。  
附則第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「旧設置法に規定する大学等に関する経過措置」を付し、同条第一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同条第二項中「旧設置法」の下に「(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号))をいう。附則別表において同じ。」を加える。  
附則第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附則第二十二條中「附則第二条及び第四条から前条まで」を「附則第四条から第六条まで、第九條、第十二條から第十五條まで及び第十八條から第二十五條まで」に改める。  
附則に次の一条を加える。

(国立大学法人の納付金等)

第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度的一般会計補正予算(第一号)により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二條第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定により同項に規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。

附則別表第一中「附則第二条」を削り、同表を附則別表とする。  
附則別表第二及び附則別表第三を削る。

別表第一 国立大学法人岐阜大学の項を削り、同表国立大学法人名古屋大学の項を次のように改める。

国立大学法人東海国立大学機構	岐阜大学	愛知県	八
	名古屋大学		

別表第一備考に次の一号を加える。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とする。

別表第二に次のように加える。

備考 この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。

(私立学校法の一部改正)

第三条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に、「第三節 管理(第三十五条―第四十九条)」を

第三節 管理

三十五条―第四十九条)を

- 第一款 役員及び理事会(第三十五条―第四十条の五)
- 第二款 役員及び評議員会(第四十一条―第四十四条)
- 第三款 評議員及び賠償責任(第四十四条の二―第四十四条の四)
- 第四款 寄附行為変更の認可等(第四十五条)
- 第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等(第四十五条の二)

に、「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第四十五条の二―第四十九条)

第十八条から第二十三条までを削り、第二章中第十七条の次に次のように加える。

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章第一節中第二十五条の前に次の一条を加える。  
(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。  
第二十六条の次に次の一条を加える。  
(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。  
第二十九条の見出しを「一般社団・財団法人法の規定の準用」に改め、同条中「平成十八年法律第四十八号」の下に「。以下一般社団・財団法人法」という。を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。  
第三十三条の二中「備え置かなければ」を「備えて置かなければ」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。  
(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しななければならない。  
第三十四条の見出しを「一般社団・財団法人法の規定の準用」に改め、同条中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を「一般社団・財団法人法」に改める。

第三章第三節中第三十五条の前に次の款名を付する。

第一款 役員及び理事会  
第三十五条の次に次の一条を加える。  
(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。